

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第３９回）

日時：令和４年３月２９日（火）

午後４時～

場所：第二庁舎４階 災害対策本部室

次 第

１ 開 会

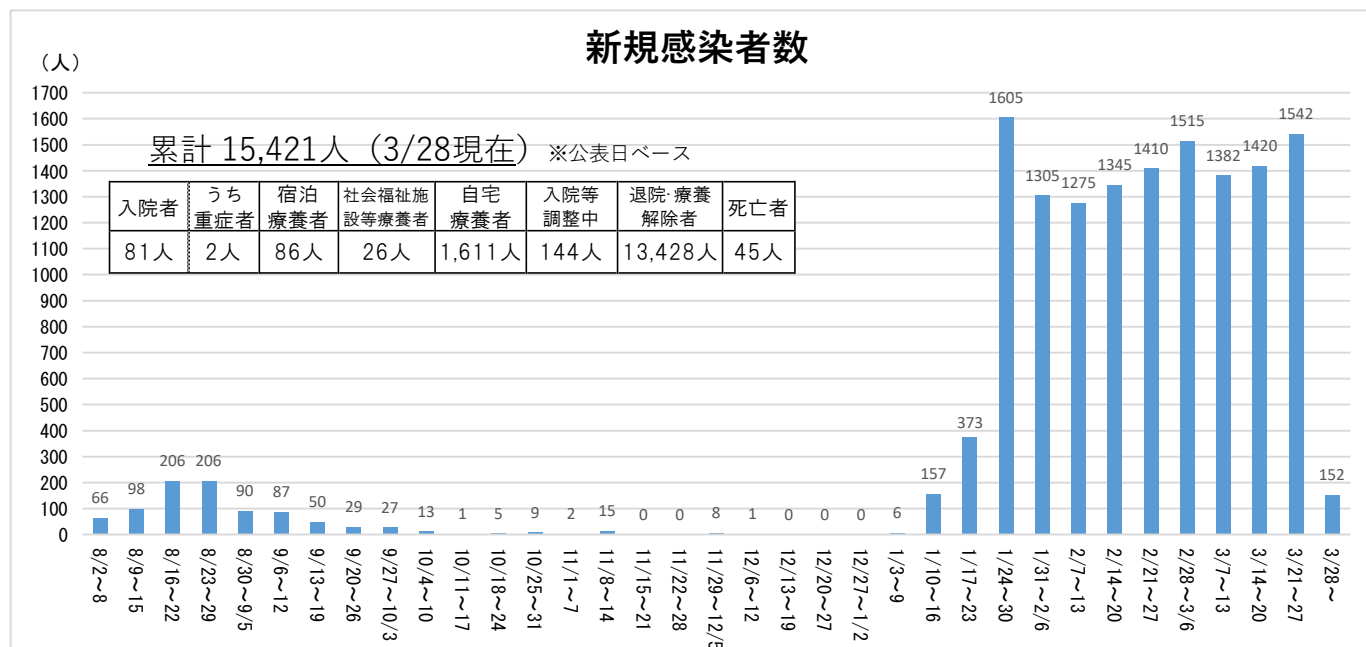
２ 議 題

- （１）新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について（資料１）
- （２）新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の特定等について（資料２）
- （３）ＰＣＲ等検査無料化事業の実施状況等について（資料３）
- （４）新型コロナワクチンの接種について（資料４）
- （５）感染警戒レベル等について（資料５）
- （６）新型コロナウイルス感染症に係る主な取組の状況について（資料６）
- （７）その他

３ 知事指示

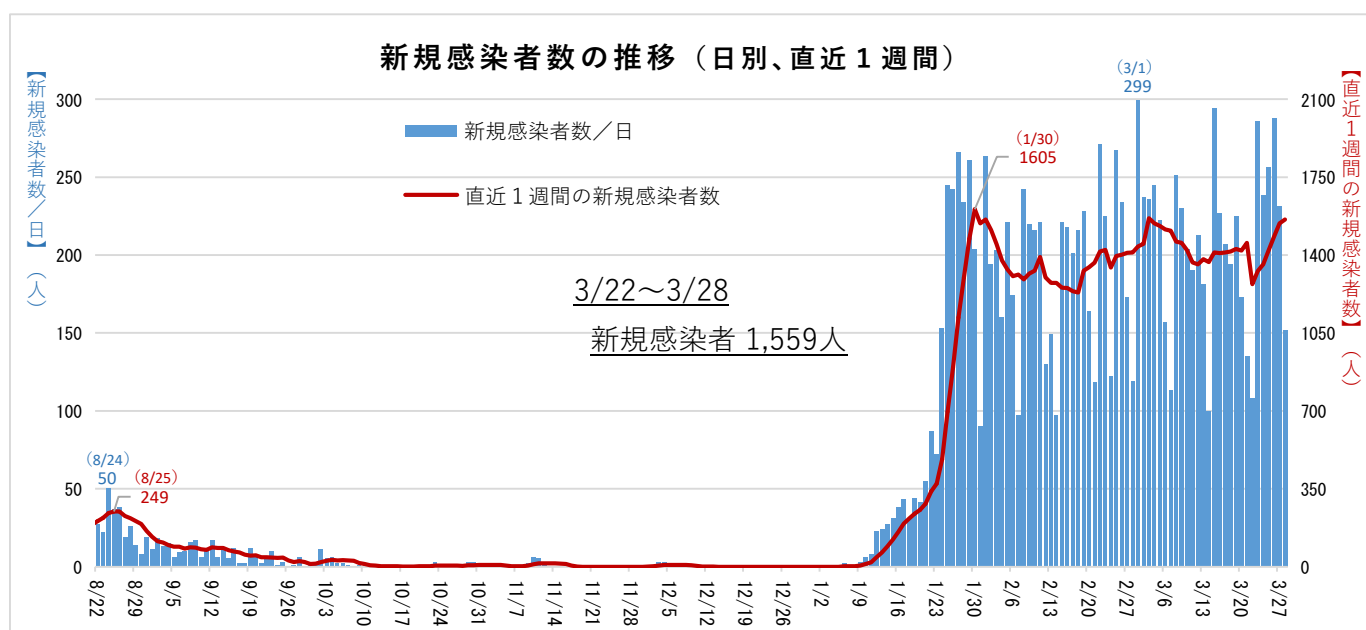
４ 閉 会

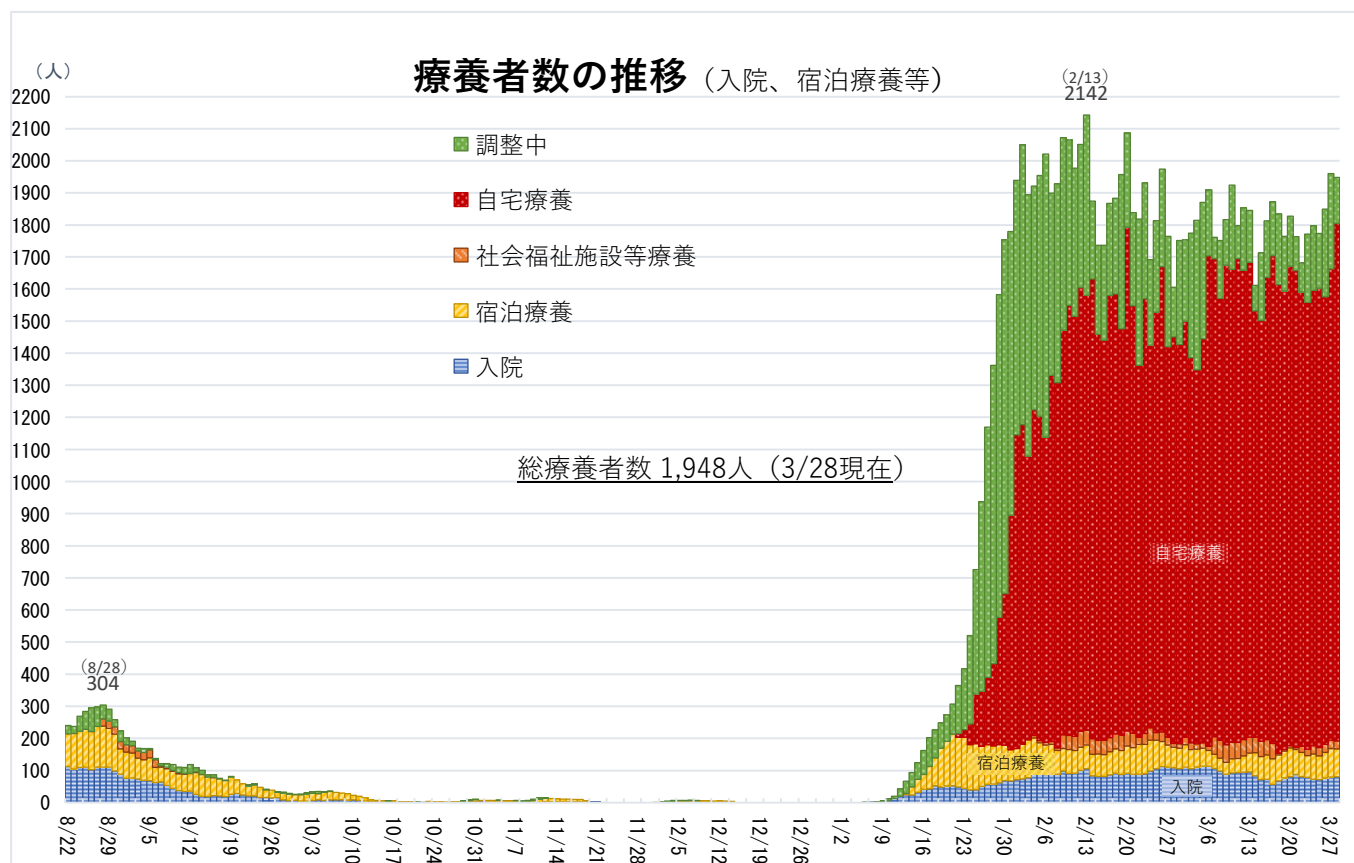
新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について

令和4年3月29日
健康福祉部

1月以降のクラスター発生件数 (3/28現在)

	保育園	学校	スポーツ関連	職場	会食	飲食店	医療機関	福祉施設	その他	計
1月	5	10	5	5	3	2	1	4	-	35
2月	14	25	3	9	2	-	3	21	2	79
3月	22	16	-	9	8	2	2	11	1	71
計	41	51	8	23	13	4	6	36	3	185





入院病床及び宿泊療養施設の使用状況（3/28現在）

（人、床・室）

入 院 病 床 （フェーズ6）					宿泊療養施設		
入院者数 （うち重症） ① (2)	現在の 確保病床数 （うち重症者用） ③ (4)	病床使用率 （重症者用べ-ス） ①/③ (2/4)	最大確保 想定病床数 （うち重症者用） ⑤ (6)	病床使用率 （重症者用べ-ス） ①/⑤ (2/6)	療養者数 ⑦	現在の 確保居室数 （収容人員数） ⑧ (9)	居室使用率 （収容人員べ-ス） ⑦/⑧ (7/9)
81 (2)	289 (24)	28.0% (8.3%)	289 (24)	28.0% (8.3%)	86	415 (518)	20.7% (16.6%)

注）上記のほか、26人が社会福祉施設等療養中、1,611人が自宅療養中、144人が入院・療養調整中

年代別 累計感染者数（3/28現在）

（人）

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
2,886 (19%)	2,816 (18%)	1,514 (10%)	2,150 (14%)	2,345 (15%)	1,223 (8%)	1,129 (7%)	705 (5%)	653 (4%)	15,421 (100%)

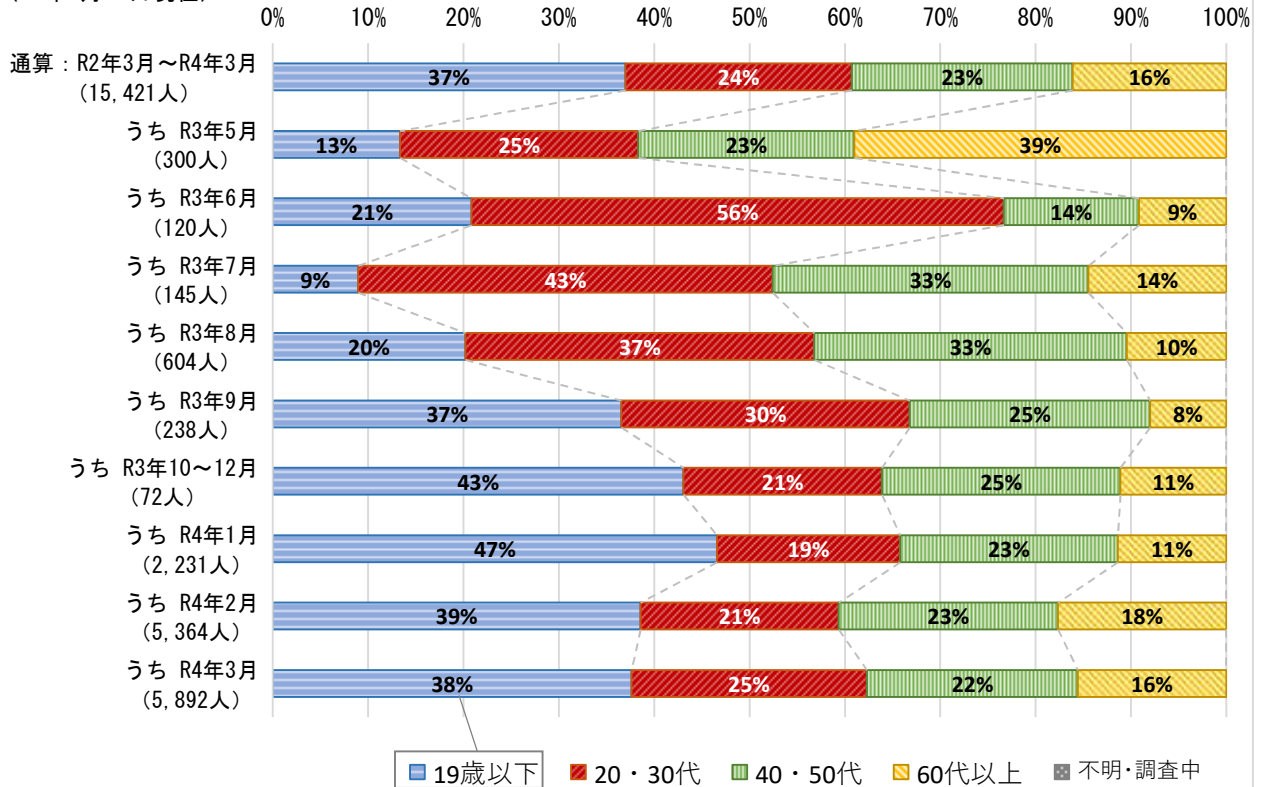
管轄保健所別 累計感染者数（3/28現在）

（人）

大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
1,468 (10%)	313 (2%)	706 (5%)	1,094 (7%)	7,418 (48%)	869 (6%)	1,554 (10%)	1,316 (9%)	683 (4%)	15,421 (100%)

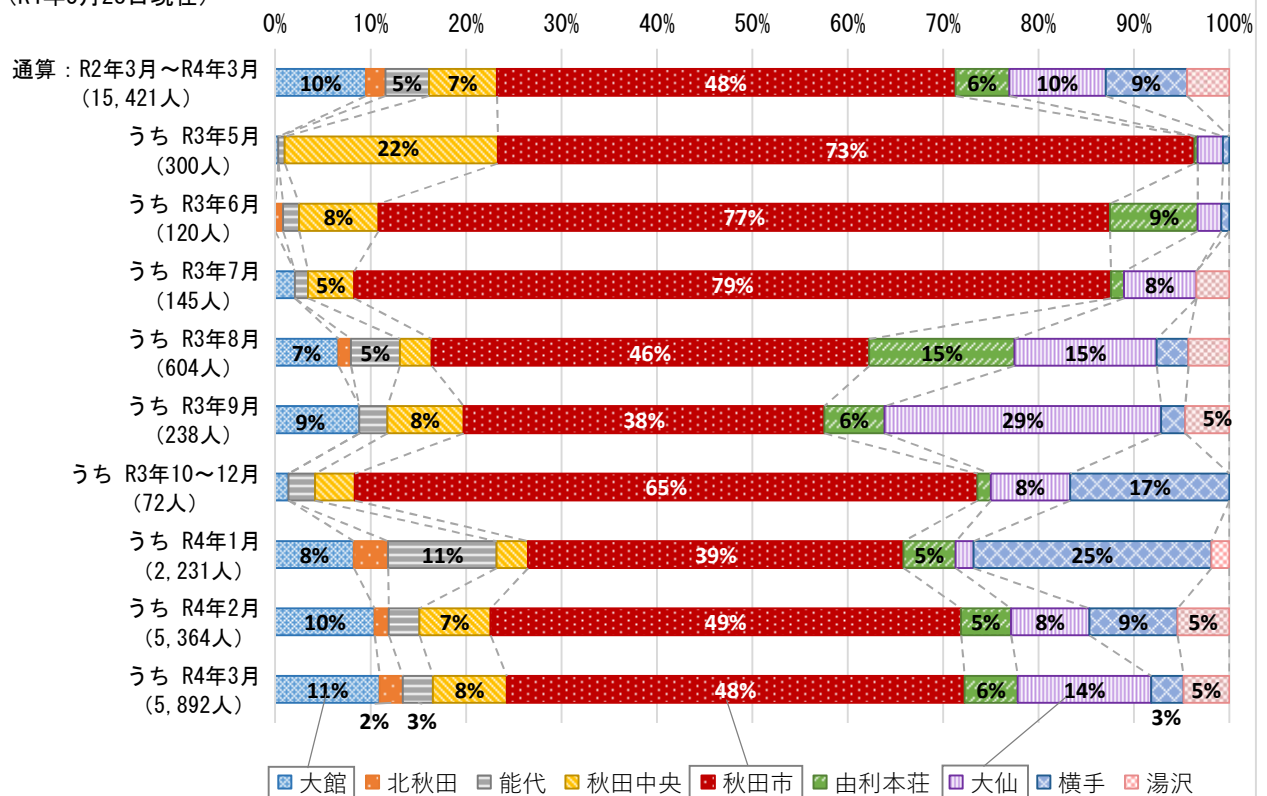
年代区分別感染者数の割合（月別）

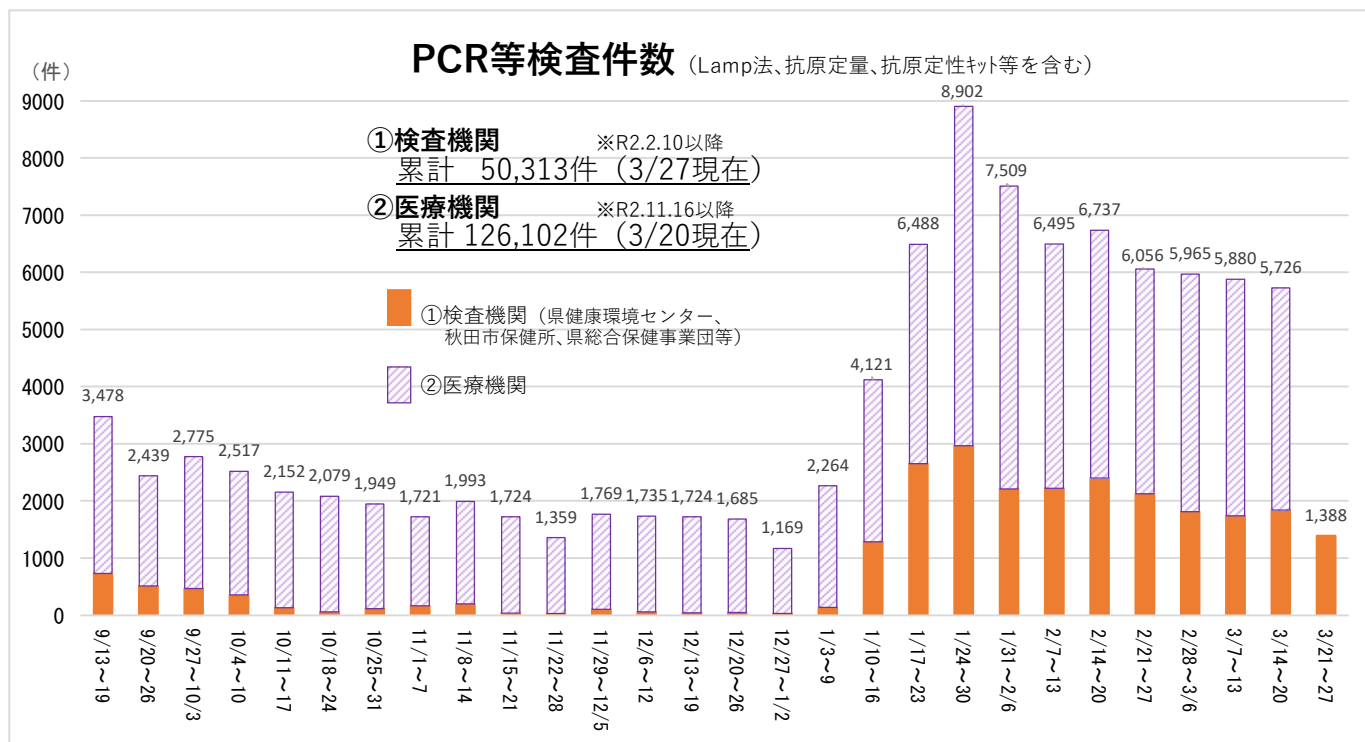
（R4年3月28日現在）



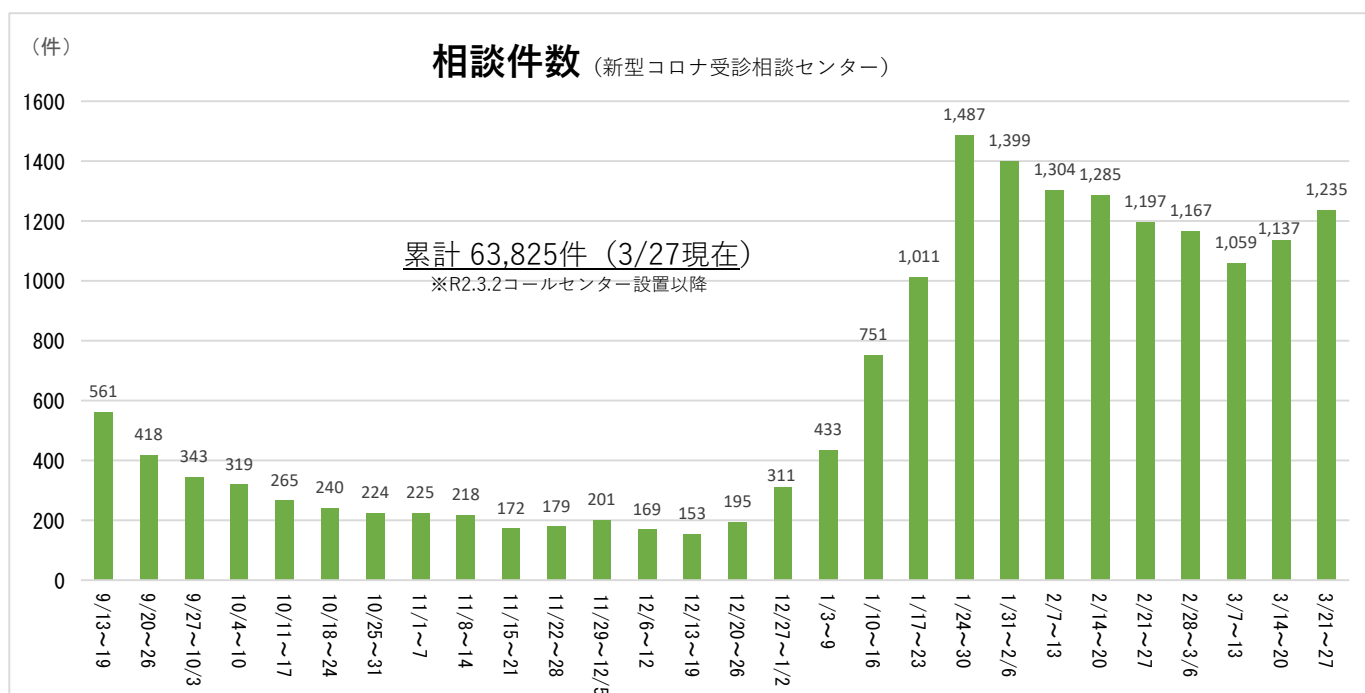
管轄保健所別感染者数の割合（月別）

（R4年3月28日現在）



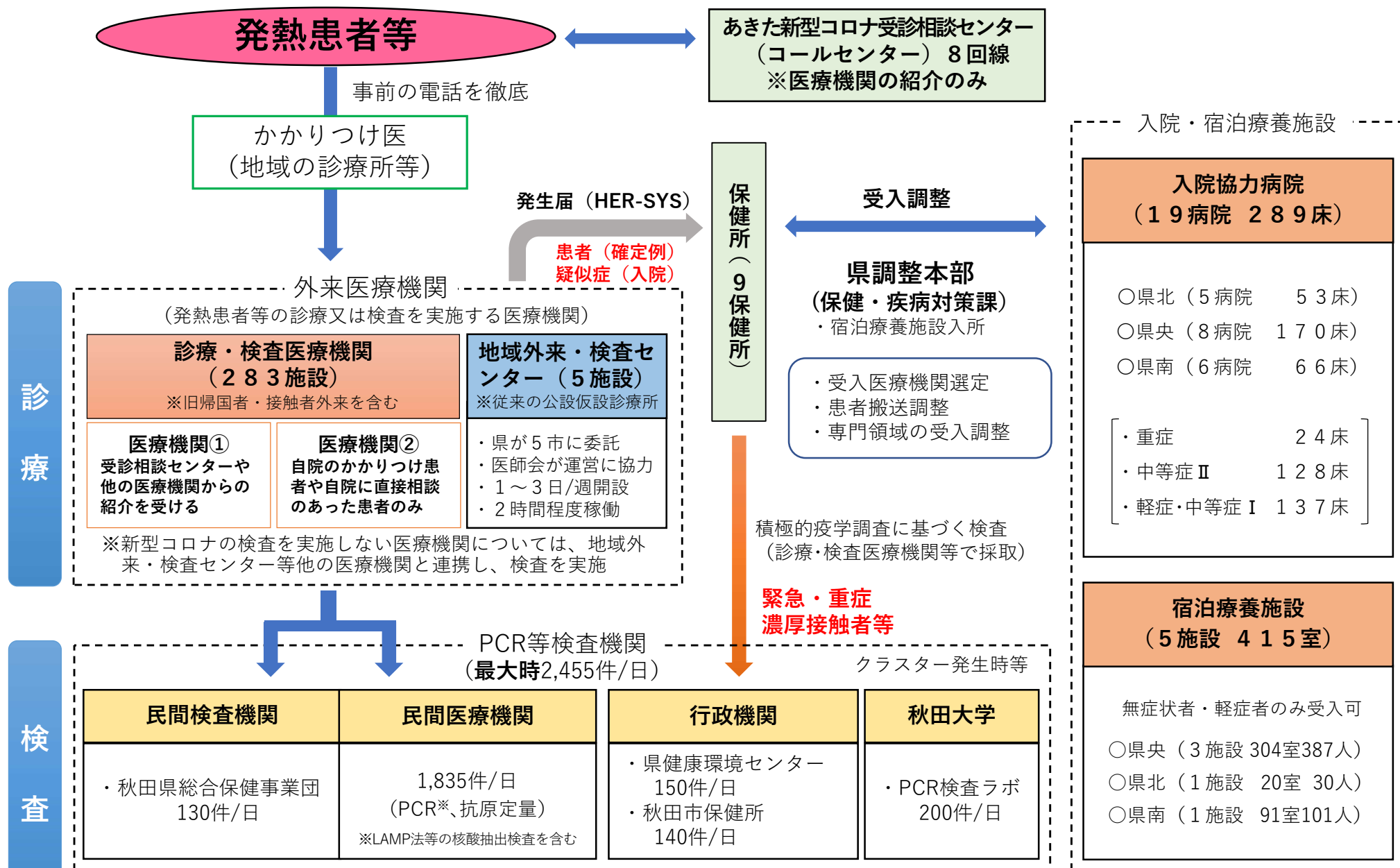


※医療機関における検査件数は、R2.11.16以降の検査から集計を開始。件数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS) から県が集計した件数と、県医師会が集計した件数を合計した数値 (G-MIS集計分は3/20まで、県医師会集計分は2/27までの件数)



秋田県新型コロナウイルス感染症 外来医療・入院医療 全体図

5



※診療・検査医療機関、高齢者・障害者施設で使用する抗原定性検査キットも含め、最大時8,340件/日

令和4年3月23日現在

新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者の特定等について

令和4年3月29日

健康福祉部

今般、オミクロン株の特徴（潜伏期間・発症間隔が短い）を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について、国の方針が示されたことを受け、本県における対応を次のとおり変更する。なお、この対応は、オミクロン株が主流である間に限るものである。

1 基本方針

- 感染急拡大により濃厚接触者が急増するオミクロン株の特徴を踏まえ、保健所機能と社会経済活動の維持及び重症化リスクのある者への対策にシフトする必要があることから、国の方針に基づき濃厚接触者の特定及び積極的疫学調査についての重点化を行う。

2 積極的疫学調査

- 感染者に対する濃厚接触者の特定のための詳細な聴取り調査は、全ての感染者に対し一律に行うのではなく、感染者の発生場所等のリスク度に応じて柔軟に行う。

3 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定等

発生場所	国の方針	本県の対応
同居家族等	濃厚接触者の特定を行う	調査・濃厚接触者の特定を行い、行政検査を行う
事業所	濃厚接触者の特定・行動制限は求めない	原則として、濃厚接触者の特定は行わない ※ただし、事業者は感染者と接触があった者に対して、一定の期間（目安として7日間）は、ハイリスク施設へのアクセスや感染リスクの高い行動を控えるよう周知すること
事業所（クラスター）	都道府県判断で、濃厚接触者特定を行う	調査・濃厚接触者の特定を行い、行政検査を行う
ハイリスク施設 （入院医療機関、高齢者施設・障害児者入所施設）	濃厚接触者の特定を行う	1名発生時から介入し、調査・濃厚接触者の特定を行い、行政検査を行う（必要に応じ秋田県コロナ医療チームの要請を検討）
保育所・幼稚園・小学校等	自治体判断	施設の協力の下、調査・濃厚接触者の特定を行い、行政検査を行う

新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者の特定等について

本県においては、オミクロン株の特徴を踏まえた政府の方針に則り、濃厚接触者の特定等の対応を以下のとおり変更します。この対応は、オミクロン株が主流である間に限るものです。

1. 同居家族等で陽性者が確認された場合

調査・濃厚接触者の特定を行い、行政検査を行います。

同居家族等で陽性者が確認された場合は、保健所による積極的疫学調査を実施して濃厚接触者を特定し、行動制限を求めることとします。

◎濃厚接触者の待機期間について

○特定された濃厚接触者の待機期間は、陽性者の発症日、または陽性者の発症等により家庭内でマスク着用などの感染対策を始めた日の、いずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目に解除）となります。なお、陽性者との最終接触の日から4日目、5日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性が確認された場合は、5日目に解除することも可能です。この場合、解除の判断を保健所に確認する必要はありません。

○待機期間が短縮される場合でも、陽性者との最終接触の日から7日間が経過するまでは、重症化リスクの高い方との接触や、重症化リスクの高い方が入院・入所する施設への不要不急の訪問を避けること（ご自身が医療機関を受診する場合を除く）、また検温などの健康状態の確認や、マスクの着用といった感染対策の徹底をお願いします。

2. 一般の事業所において陽性者が確認された場合

原則として、保健所による濃厚接触者の特定は行いません。

※ただし、多数の陽性者が同時に発生した場合や感染リスクの高い行動が認められるなど、さらなる感染対策の必要性が高いと認められる場合には、保健所による調査等を行う場合があります。

事業所の中で、集団感染（クラスター）が発生した場合等においては、事業所の事業内容に関わらず、保健所による積極的疫学調査を実施して濃厚接触者を特定し、行動制限を求めることとします。

◎事業者が留意すること

○事業者は陽性者と接触があった方に対して、接触があった日から一定の期間（目安として7日間）、高齢者や基礎疾患をお持ちの方など、重症化リスクのある方との接触や、重症化リスクのある方が入所・入院している施設への不要不急の訪問（ご自身が医療機関を受診する場合を除く）、また多数の方が集まる飲食や大規模イベントへの参加といった、感染リスクの高い行動を控えるよう、周知を行ってください。

○陽性者との会話の際にマスクを着用していなかったり、感染対策を行わずに飲食を共にしていたなど、感染リスクの高い行動を取っていた方がいる場合は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的な検査を行うなど）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策を行ってください。

○陽性者と接触のある方が確認されなかった場合も、念のため、陽性者の最終出勤日から7日間は事業所内で症状がある人がいないか確認し、症状が発現した従業員が出た場合は、速やかに医療機関を受診するよう促してください。

3. 入院医療機関、高齢者・障害児者施設等で陽性者が確認された場合

調査・濃厚接触者の特定を行い、行政検査を行います。

入院医療機関、高齢者・障害児者施設といった、重症化リスクが高い方が入院・入所する施設については、保健所による積極的疫学調査を実施して濃厚接触者を特定し、行動制限を求めることとします。

◎濃厚接触者の待機期間について

○特定された濃厚接触者の待機期間は、陽性者との最終接触の日から7日間（最終接触の日を0日目として、8日目に解除）となります。なお、陽性者との最終接触の日から4日目、5日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性が確認された場合は、5日目に解除することも可能です。この場合、解除の判断を保健所に確認する必要はありません。

○濃厚接触者となった従業員や職員の方については、待機期間中も、一定の条件の下、毎日の検査で陰性が確認できれば、引き続き業務に従事することも可能です。なお、待機期間が短縮される場合や、引き続き業務に従事できる場合でも、陽性者との最終接触の日から7日間が経過するまでは、重症化リスクの高い方との接触や、重症化リスクの高い方が入院・入所する施設への不要不急の訪問を避けること（ご自身が医療機関を受診する場合を除く）、また検温などの健康状態の確認や、マスクの着用といった感染対策の徹底をお願いします。

4. 保育所、幼稚園、小学校等で陽性者が確認された場合

施設の協力の下、調査・濃厚接触者の特定を行い、行政検査を行います。

厚生労働省の文書において、「保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ」における対応については、「自治体ごとにあらかじめ方針を決定しておくこと」とされているところですが、本県においては、施設側の協力の下、保健所による積極的疫学調査を実施して濃厚接触者を特定し、行動制限を求めることとします。（中学校、高等学校に関しては、一般の事業所と同様の取り扱いとします）

◎濃厚接触者の待機期間について

○特定された濃厚接触者の待機期間は、陽性者との最終接触の日から7日間（最終接触の日を0日目として、8日目に解除）となります。なお、濃厚接触者となった保育所等の職員は、陽性者との最終接触の日から4日目、5日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性が確認された場合は、5日目に解除することも可能です。この場合、解除の判断を保健所に確認する必要はありません。

○濃厚接触者となった保育所等の職員は、待機期間中も、一定の条件の下、毎日の検査で陰性が確認できれば、引き続き業務に従事することも可能です。

なお、待機期間が短縮される場合や、引き続き業務に従事できる場合でも、陽性者との最終接触の日から7日間が経過するまでは、重症化リスクの高い方との接触や、重症化リスクの高い方が入院・入所する施設への不要不急の訪問を避けること（ご自身が医療機関を受診する場合を除く）、また検温などの健康状態の確認や、マスクの着用といった感染対策の徹底をお願いします。

P C R等検査無料化事業の実施状況等について

令和4年3月29日
健康福祉部

1 感染拡大傾向時の一般検査事業の期間延長

○知事から県民への要請に基づく無料のP C R等検査（感染拡大傾向時の一般検査事業）について、3月以降、新規感染者数が依然として高い水準にあり、首都圏等との往来や県際移動などが増加する年度替わりの時期を迎えること等を踏まえ、4月30日まで実施期間を延長する。

	変更前	変更後
対象者	無症状で、感染不安を感じる秋田県民の方 (ワクチン接種の有無は問わない)	変更なし
実施期間	令和4年3月31日(木)まで	令和4年 <u>4月30日(土)</u> まで

2 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業の対象者等の変更

○飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して受検する無料のP C R等検査（ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業）について、国における制度変更に伴い、対象者や実施期間を以下のとおり変更する。

	変更前	変更後（4月1日以降）
対象者	ワクチン接種の有無に関わらず、飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して、陰性の検査結果の確認が必要な無症状の方	①<u>ワクチン3回目接種が未了</u>の無症状の方 ②<u>ワクチン3回目接種済</u>で、<u>対象者全員検査等または高齢者や基礎疾患をもつ方等との接触を伴う活動のため</u>陰性の検査結果の確認が必要な無症状の方 ※原則として<u>抗原定性検査</u> 次の場合は、<u>P C R検査等の利用可</u> ・<u>10歳未満</u>の方 ・<u>高齢者や基礎疾患をもつ方等との接触を予定している方</u>
実施期間	令和4年3月31日(木)まで (令和3年度で事業終了)	令和4年 <u>6月30日(木)</u> まで

- ※ 受検に当たっては、チケットや予約票等、検査目的を確認できる書類の提示が必要。
ワクチン3回目接種済の方は、検査を受検する必要があることがわかる書類、
PCR検査等の利用を希望する方は、該当理由が確認できる書類の提示が必要。
(県ホームページ掲載の様式例による申立書で代替可)
- ※ 県外在住者も対象となる。

3 無料検査の実施場所

○検査箇所数：55か所（3月29日現在）

→最新の情報は県特設サイトに掲載 URL：<https://pcr-akita.com/>

4 無料検査の実施状況

○検査キット等の需給ひっ迫を踏まえ、2月上旬以降、感染リスクの高い場面に接した方、感染の可能性がより高い方を中心に利用いただくよう、県民に対して協力を求めているところ。

○今般、抗原定性検査キットについて当面の安定的な流通に十分な供給量が確保でき、国から実施件数の制限を解除する旨通知されたことから、感染不安を感じる方はこれまでどおり、必要に応じて無料検査を受検していただきたい。

<無料検査実績>（3月29日現在）

(件)

期 間	PCR検査等	抗原定性検査	計	(うち陽性)
12/28(金)～1/9(日)	955	200	1,155	(2)
1/10(月)～1/16(日)	1,704	371	2,075	(5)
1/17(月)～1/23(日)	2,177	766	2,943	(14)
1/24(月)～1/30(日)	3,774	1,178	4,952	(72)
1/31(月)～2/6(日)	3,283	897	4,180	(55)
2/7(月)～2/13(日)	2,753	705	3,458	(35)
2/14(月)～2/20(日)	2,731	664	3,395	(72)
2/21(月)～2/27(日)	3,064	752	3,816	(85)
2/28(月)～3/6(日)	3,191	850	4,041	(85)
3/7(月)～3/13(日)	2,921	746	3,667	(74)
3/14(月)～3/20(日)	3,123	772	3,895	(74)
計	29,676	7,901	37,577	(573)

新型コロナワクチンの接種について

令和 4 年 3 月 2 9 日
健 康 福 祉 部

1 県内の接種状況

＜接種実績＞（首相官邸HP：3月28日公表時点）

	1 回目	2 回目	3 回目
総接種回数	8 3 3, 6 6 1	8 2 0, 5 5 8	3 4 7, 7 1 1
対全人口接種率 (971, 288 人)	8 5. 8 %	8 4. 5 %	3 5. 8 %
＜参考＞全国の接種率 (126, 645, 025 人)	8 0. 8 %	7 9. 4 %	3 8. 9 %

※ 首相官邸ウェブサイトの都道府県別公表値（3月27日までの接種回数）

※ 全人口は、令和3年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口による。

＜直近10日間（3/18～27）の3回目接種＞（首相官邸HP：3月28日公表時点）

	接種回数	接種率
秋田県	6 2, 7 1 2	6. 5 %
全 国	7, 2 6 9, 5 5 0	5. 7 %

2 県が行う3回目接種（モデルナワクチン）

- ・ 県内の全市町村の住民を受け入れ3回目接種を行う場所を提供
場 所：秋田県総合保健事業団中央健診センター
実 施 日：2月20日（日）～3月27日（日）の日曜・祝日（8日間）
3月24日（木）、25日（金）を追加
- ・ 実施期間を4月まで延長（日曜日：3日、10日、17日、24日）

3 小児（5～11歳）への接種

- ・ 対象者数：県内約4万6千人（3週間の間隔をあけて合計2回接種）
- ・ 実施状況：3月5日から24日までに19市町村が接種開始
- ・ 相談対応：小児への接種専用のコールセンターを設置
（3月8日～27日の相談件数：106件）

4 12～17歳への3回目接種

- ・ 3回目接種の対象に12～17歳を追加（3月25日：海外における有効性・安全性に係る報告を踏まえ判断）
- ・ 対象者数：県内約4万5千人
- ・ 使用するワクチン：ファイザー社ワクチン

5 4回目接種について

- ・ 3月24日開催の国の分科会において、4回目接種を実施するかについては引き続き審議するとされたところ
- ・ 3回目接種を受けた全ての住民が対象となることも想定し、接種券の発送準備等を進めるよう指示あり（3月25日）

感染警戒レベル等について

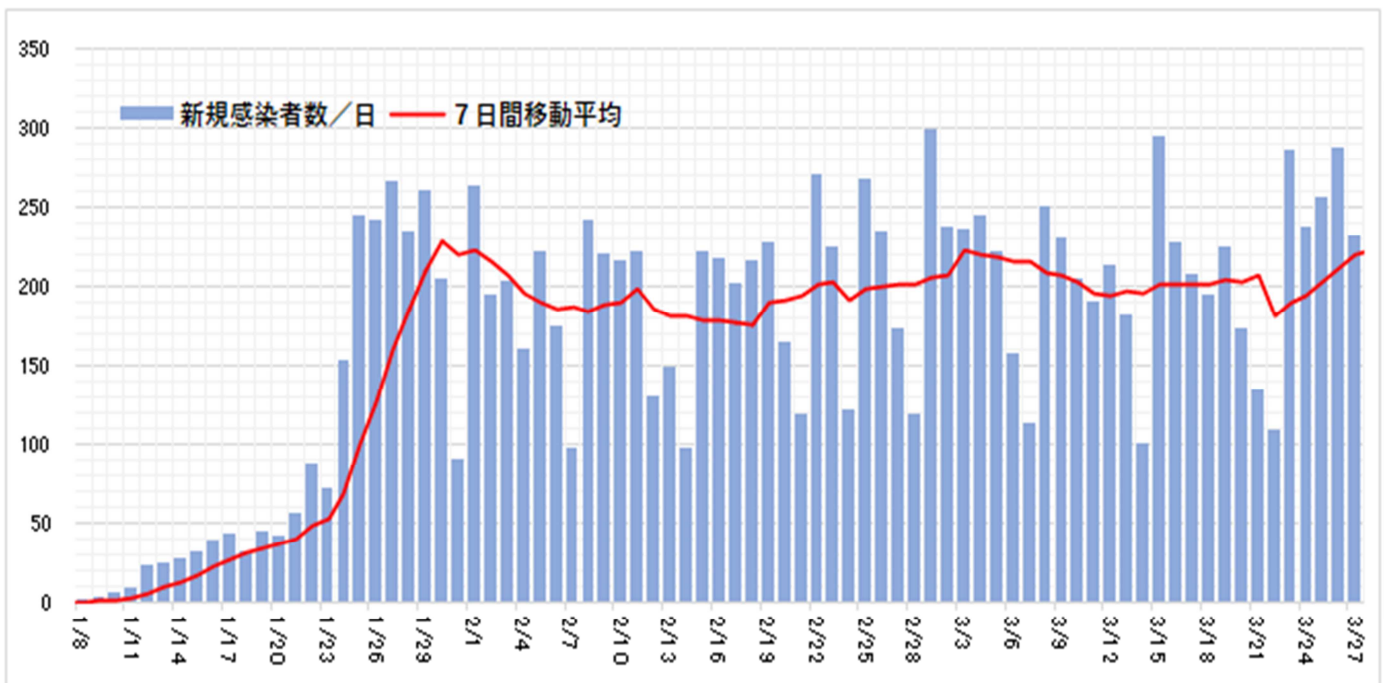
令和4年3月29日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

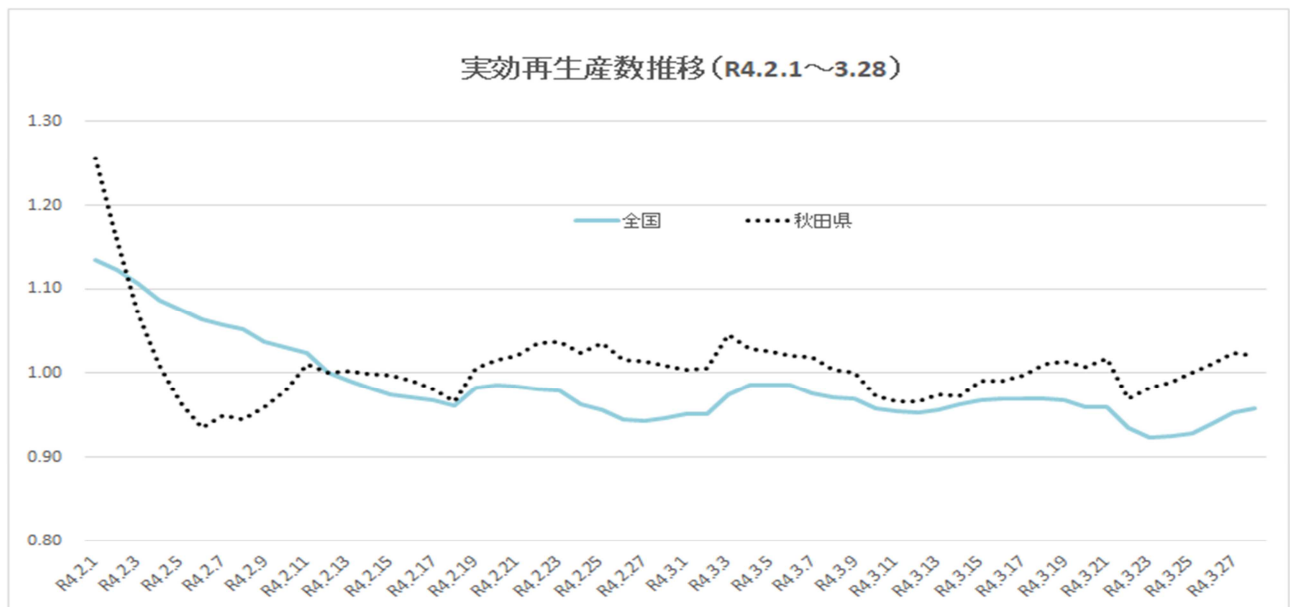
1 現在の状況

- ・ 国は、3月21日をもって全国のまん延防止等重点措置を解除した。
全国の新規感染者数は減少傾向にあるものの、ここ数日は先週の同じ曜日から増加するなど、減少のペースが鈍化してきている。
- ・ 県内における新規感染者数は、連日200人台で推移しており、依然、高止まりの状態が続いている。
- ・ クラスターについては、高齢者施設での発生が減少している一方、保育所や会食による事例が増加している。
- ・ 病床使用率は、3月上旬の水準よりは改善されたものの、いまだ20%台後半で推移しており、軽減傾向とはなっていない。

【公表日別新規感染者数、7日間移動平均の推移（令和4年1月～）】



【本県と全国の実効再生産数推移の比較（令和4年2月～）】



【クラスターの発生状況】 (件)

	学校	保育所	福祉施設 (うち 高齢者)	職場	医療 機関	スポーツ 関連	飲食店	会食	その他	合計
2月	25	14	21 (15)	9	3	3	0	2	2	79
3月	16	22	11 (9)	9	2	0	2	8	1	71

2 県の感染警戒レベルの維持

新規感染者の発生状況や病床の使用状況などを踏まえ、県の感染警戒レベル「3」を維持する。

3 県民への要請内容【継続】

(1) 県外との往来

- ① 県外との往来は、訪問先等の感染状況を踏まえて判断すること。
- ② 県外との往来に当たっては、不織布マスクの正しい着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底した上で、感染に十分注意して行うこと。
ただし、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

(2) 感染リスクの回避（オミクロン株対策の徹底）

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底すること。
また、不特定多数による飲酒を伴う会食は控えること。やむを得ず参加する場合は、PCR等の検査を受けるなど、特に感染防止対策を徹底すること。
- ② 集会、イベント等の開催を慎重に判断することとし、開催する場合は、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ③ 混雑する場所をできるだけ避けること
- ④ 職場や飲食店等における業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策を徹底すること。
- ⑤ 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用すること。

新型コロナウイルス感染症に係る主な取組の状況について

令和 4 年 3 月 2 9 日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

【飲食店・宿泊施設における感染防止対策への支援等】（生活環境部、産業労働部、観光文化スポーツ部）

（１）飲食店の認証制度

適切な感染防止対策を講じる飲食店を認証する制度の導入

- ・ 申請期間：R3. 5. 28～
- ・ 認証件数：925 施設（3. 25 現在）

（２）飲食店感染予防環境整備支援事業（新型コロナ対策認証枠）

飲食店の認証取得に向けた設備導入への助成

- ・ 補助率：4/5（上限額 30 万円）
- ・ 申請期間：R3. 5. 28～R4. 2. 28
- ・ 交付件数：673 施設（2. 28 終了）

（３）宿泊施設感染防止対策等支援事業の実施

感染防止対策等ための物品購入や施設改修等に必要な経費への助成

○ 感染防止対策のための物品購入等への支援

- ・ 補助率：2/3（上限額 200 万円）※認証取得に向けた取組は 4/5
- ・ 申請期間：R3. 5. 28～R4. 2. 28
- ・ 申請件数：174 施設

○ 感染防止対策等のための施設改修等への支援

- ・ 補助率等：1/2（上限額 500 万円）※経営改善計画策定は 2/3（1, 000 万円）
- ・ 申請期間：R3. 6. 2～R3. 11. 19
- ・ 申請件数：59 施設

【企業の事業・雇用継続に対する支援等】（産業労働部）

（１）資金繰り支援

売上高が減少している中小企業に対する経営安定資金の無利子・無保証料貸付
実施期間 令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日まで（保証承諾ベース）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策枠（3/18 現在） 1, 555 件、 344. 5 億円

（２）PCR等検査に要する費用への助成

中小企業の従業員等が県外出張後に行うPCR等検査の費用への助成

- ・ 交付決定（2. 28 終了）：50 件（103 検査分）、946 千円

（３）飲食店への支援金の給付

売上が大きく減少した飲食店及び飲食店関連事業者に対し、事業継続を支援するため、支援金を給付

- ・対象者 次の要件をすべて満たす中小企業者等
 - (1) 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等（個人事業主含む）
 - (2) 飲食店又は、飲食店と継続的に直接取引のある事業者（飲食店関連事業者）
 - (3) 直近決算期の売上が前年度又は、前々年度と比較して20%以上減少していること。
- ・支援金額 1事業者当たり売上金額3千万円につき30万円（上限300万円）
- ・申請受付 令和4年10月27日～令和4年1月31日まで
- ・支給件数 2,458件1,054,500千円(3/28現在)

(4) 販路開拓・取引拡大を支援

ウィズコロナに対応した新たなスタイルの展示会等への出展を助成

- ・交付決定（一次募集 R3.7.7～8.6）：13件、2,902千円
 （二次募集 R3.8.16～9.30）：2件、277千円
 （三次募集 R3.10.4～12.10）：5件、1,323千円
- ・補助率：1/2（上限額30万円）

【宿泊・観光需要の喚起等】（観光文化スポーツ部）

(1) 冬季宿泊・観光関連事業者支援事業（あきた冬割キャンペーン!）の実施

○ 宿泊事業者への助成

冬季の県民向け宿泊プランを造成し、割引価格で販売した宿泊事業者に対して、1人1泊当たり5,000円を上限に助成する。

- ・対象期間：令和3年11月19日～令和4年2月28日
- ・対象者：県内在住者※令和4年1月1日から隣接4県の在住者を追加
 （1.15から青森県、1.26から岩手・宮城・山形県の新規予約停止）
- ・助成額：1/2（上限5,000円）
- ・限度額：1事業者当たり500万円
- ・人泊数：172,500人泊（予定）
- ・精算状況（確定値）：396,998千円 ※精算率46%

○ 観光関連施設応援クーポンの発行

上記宿泊プランの利用者に対し、旅行期間中に使用できるクーポンを1人1泊当たり1,000円分を配付する。

- ・対象施設：観光関連施設（道の駅、土産店、観光体験施設等）
- ・配付枚数：172,500枚（予定）
- ・精算状況（確定値）：76,934千円 ※精算率45%

(2) スキー場を活用した冬季誘客促進事業の実施

スキー場への誘客により冬季観光の振興を図るため、県内在住者を対象としたリフト代金等の割引券を発行する。

- ・発行枚数：2,000円割引（リフト・食事等） 10,000枚
 7,000円割引（リフト・食事＋レンタル等） 5,000枚

- ・対象施設：秋田県スキー場協会加盟 14 スキー場
- ・対象期間：令和3年12月～令和4年3月13日
- ・精算実績（確定値）：50,451千円 ※精算率 91.7%

（３）冬季旅行商品造成支援事業の実施

冬季における旅行商品の開発・魅力増進を図るため、県内の旅行業者に対し、秋田の魅力ある県民向け冬季旅行商品の造成・販売を支援する。

- ・補助先 県内の旅行業者
- ・補助額 送客補助 1人当たり上限 6,000円
広告補助 1社当たり上限 300,000円
- ・限度額 1事業者当たり530万円
- ・対象期間 令和3年11月～令和4年2月まで
- ・実績 17社、5,130千円（宿泊192人泊、日帰り577人）

（４）「旅して応援！」あきた春割事業（あきた春割キャンペーン）の実施

○ 旅行商品や宿泊代金に対する割引

県内在住者を対象とした県内を目的地とする旅行商品や宿泊代金について、1人1泊（日帰りは1回）当たり5,000を上限に割引する。

- ・対象期間：令和4年3月1日～4月28日（予定）
- ・対象者：県内在住者（感染の収束状況に応じて、隣接県在住者等に拡大）
- ・割引額：代金の1/2（上限5,000円）
- ・人泊数：240,000人泊（予定）

○ 地域限定クーポン券の発行

上記の割引に加え、旅行期間中に使用できる地域限定クーポン券を1人1泊（日帰りは1回）当たり2,000円を上限に配付する。

- ・対象期間：令和4年3月1日～4月29日（予定）
- ・対象施設：県内の観光関連施設（道の駅、土産店、観光体験施設 等）

○ 支援対象範囲の拡大と利用条件の変更について

あきた春割キャンペーンの対象者に、北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県の5道県在住者を追加し、令和4年4月1日（金）から予約受付を開始する。

また、利用条件として、県内在住者が本キャンペーンを利用する場合を除き、令和4年4月1日（金）以降の予約分については、ワクチンを3回接種したこと、または、PCR検査や抗原定性検査等の結果が陰性であることの証明が必要となる。

（５）秋田版G・O・T・ラベル事業の実施

○ 旅行商品や宿泊代金に対する割引

国内在住者を対象に、県内を目的地とする旅行商品や宿泊代金に対する割引を実施する。

- ・対象期間：令和4年5月9日～7月20日（予定）
- ・対象者：国内在住者（感染状況に応じて、柔軟に対応）
- ・割引額：代金の20%を割引

<交通付商品>	1人1泊当たり上限8,000円
<交通付商品以外>	1人1泊当たり上限5,000円
<日帰り旅行>	1人1回当たり上限2,000円

・人泊数：800,000人泊（予定）

○ 地域限定クーポン券の発行

上記の割引に加え、旅行期間中に使用できる地域限定クーポン券を1人1泊（日帰りは1回）当たり3,000円を上限に配付する。

・対象期間：令和4年5月9日～7月21日（予定）

・対象施設：県内の観光関連施設（道の駅、土産店、観光体験施設 等）

○ その他

国の補助金交付要綱の改正により、クーポン券の運用や実施期間等について変更を行う場合がある。

【全国大会参加者等へのPCR検査支援】（観光文化スポーツ部、教育庁）

（１）国民体育大会参加選手等における感染検査の実施

東北総合体育大会及び国民体育大会に参加する選手団等の感染予防対策を徹底するため、選手・監督・役員等について大会出場に係るPCR検査等を実施

○東北総合体育大会（開催地：山形県、主会期：R3.8.20～R3.8.22）

（19競技370人にPCR検査を実施）

結果判明数：370人 全て陰性

○ 鹿角冬季国体（開催地：鹿角市、会期：R4.2.17～R4.2.20）

・秋田県選手団及び大会運営スタッフ等のPCR検査を実施（検査数：794件）

・現地入りする全ての参加者を対象とした抗原検査の実施（12,490件）

・陽性者などが発生した場合の宿泊待機施設の確保（2/13～3/3）

※国民体育大会（本大会）については中止により実績なし

（２）全国大会等出場校における感染検査への支援

対象者：部員、引率者 等

対象大会：全国組織及び東北地区の各連盟（高体連・高野連・中体連・高文連等）が主催・共催する大会及び全国障害者スポーツ大会

予算額：259,120千円

申込者数：570団体（4,060人） ※3.28時点

結果判明数：3,637人 全て陰性

【道の駅、空港等における注意喚起】（建設部）

注意喚起ポスターを、道の駅、高速道路のSA・PA、空港ターミナル、都市公園等へ掲示中